

【所管事務の調査（報告）】

乗車料金の本改定について

交 通 局

# 乗車料金の本改定について

令和元年10月1日に予定していた本改定については、認可申請に向けて調整を進めてまいりましたが、基準外繰入金の取扱い変更や、直近の乗車料収入が増加傾向にある状況などから、認可基準を満たすことは難しいと国から見解を得たため、8月30日に申請を見送らざるを得ないものと判断したところでございます。

## 1 本改定に向けた調整状況

国交省との調整	平成30年4月～	<b>認可申請に向けた手続き等の確認・事前調整</b> ・ H30年度決算を実績年度とした場合における、申請方法、申請数値の算定方法、事務手続きの内容、処理期間、上限運賃の変更要否基準、改定時期等 ・ 基準外繰入金(行政路線補助金及び公共施設接続路線負担金)の算定における取扱い
	11月	<b>基準外繰入金の取扱いを確認</b> ・ 収入の算定に「計上しない」ことを確認 <b>H30年度決算見込み・H31年度予算案をベースとした(仮)申請資料の提出</b> ・ 記載内容や算定数値等の確認とともに、(仮)申請資料の仮査定を依頼
	12月	<b>料金改定に向けた事前調整</b> ・ (仮)申請資料の内容で料金改定に問題ないことを確認
交通局の対応	平成31年1月	<b>本改定の実施を決定</b> ・ 政策・調整会議で本改定の実施を決定し、条例改正議案を市議会に上程
	3月	<b>条例改正議案の議決</b> ・ 平成31年第1回川崎市議会定例会で川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例議案が可決

国交省との調整	4月	<b>認可申請に向けた事前調整 [昨年度からの変更事項]</b> ・ <b>基準外繰入金は収入に「計上する」こと</b> ・ <b>H30年度決算+R元年度見込み(H30決算ベース)での申請資料の作成</b>
	令和元年4月～8月	<b>申請資料の確認等</b> ・ 申請資料の数値を繰り返し算定し直し、都度、認可基準を満たすか国へ仮査定を依頼 ・ 基準外繰入金を収入に「計上しない」ことについて要望・協議
	8月20日	<b>申請資料に対する国の最終見解</b> ・ H30年度決算が実績年度では、認可基準を満たすことが難しいとの見解 ⇒ 国に詳細な見解を要求
	8月30日	<b>国からの詳細な見解</b> ① 行政路線補助金等を収益として計上するなど基準外繰入金の取扱いを変更したこと ② H30年度決算では、乗車料収入が増加傾向にある状況等から認可基準を満たすことは難しいこと ③ 国では「運賃の上限認可等の算定方法の見直し」を検討していること ④ 引き続き料金改定申請に係る相談へ丁寧に対応すること

交通局の対応	8月30日	<b>交通局の判断</b> ・ 国の見解を踏まえて、H30年度決算を実績年度とした本改定は見送ることを決定
		<b>市議会への報告</b> ・ 令和元年10月1日の本改定は見送ることを報告
	9月	<b>市バス利用者への周知</b> ・ 消費税率引上げに伴う料金改定及び本改定の見送りを、報道発表、ホームページ、SNSで周知 ・ 10月1日からの乗車料金を、車内吊り下げ広告、市政だより、停留所掲示で周知

【参考】算定数値における補助金の影響

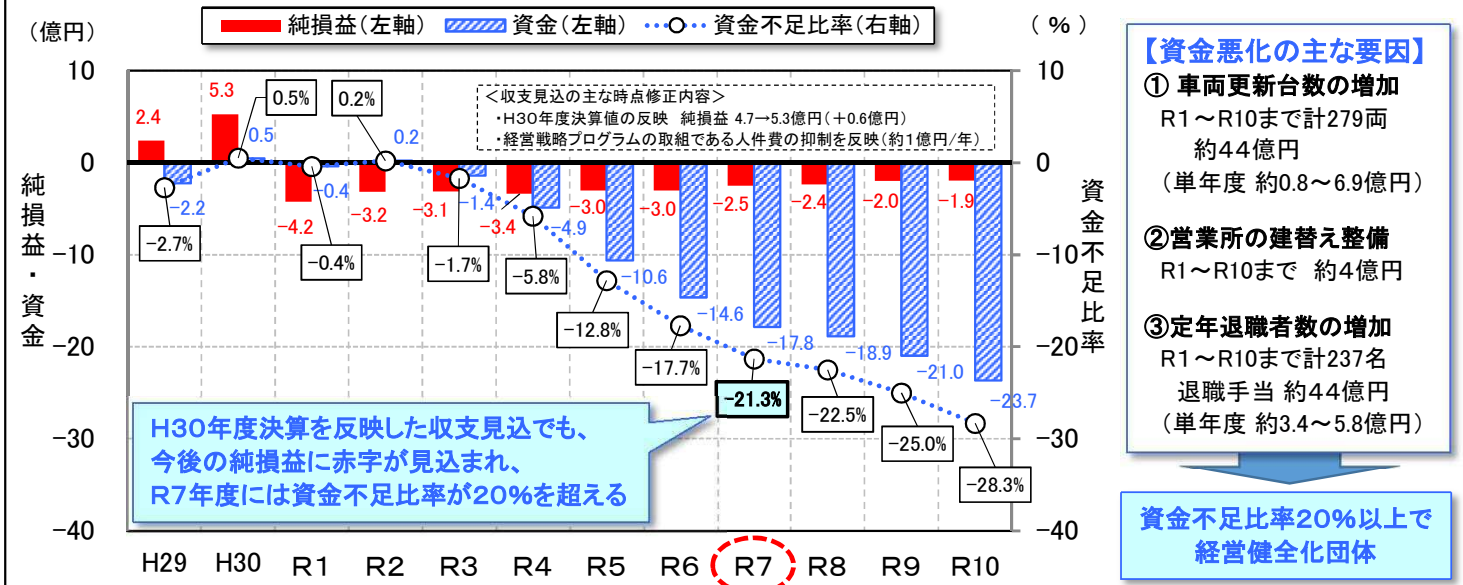
		(単位:千円・税抜き)	
		実績年度 (H30年度)	翌年度 (R元年度・見込み)
補助金を含まない	収支差	△ 742,716	△ 1,533,581
	収支率	91.7%	83.7%
補助金		1,139,719	1,139,719
補助金を含む	収支差	397,003	△ 393,862
	収支率	104.4%	95.8%

※H30年度決算+R元年度見込み(H30年度決算ベース)での算定数値  
認可申請用に調整した数値となるため決算値とは異なる

補助金を含むことで  
収支差は改善

国は算定数値を仮査定し  
料金改定の可・否を確認  
(査定内容は非公開)

## 2 本改定を見送る影響



## 3 今後の取組

### (1) 交通局における取組

- 経費の縮減**  
・ 料金改定の見送りによって減収が見込まれる中、市バス運行を維持するために、勤務体制の見直しによる時間外勤務手当等の総人件費の抑制などの取組を推進
- 一般会計繰入金の精査**  
・ 行政路線補助金及び公共施設接続路線負担金については、R2年度が3年毎に見直す年度となることから、H30年度決算の状況等を踏まえて、市バス運行に必要な所要額を精査
- 安全・お客様サービスの向上**  
・ 選ばれる市バスに向けた人材育成や、地域交通の担い手となるバス運転手の人材確保に向けた取組を推進

### (2) 料金改定に向けた国との協議・調整等

- 認可申請に向けた調整**  
・ R元年度決算値を実績値とした認可申請に向けた算定数値の精査  
・ 公営バスに限定される収入・費用の計上方法の考え方の調整 (控除対象外消費税、児童手当など)
- 算定方法の見直しに合わせた協議**  
・ 国において、「運賃の上限認可等の算定方法の見直し」を検討していることから、算定に当たっての課題、算定方法の見直し等に向けての協議
- 国への要望**  
・ 行政路線及び公共施設接続路線に係る基準外繰入金の取扱いの見直し  
・ 当該年度の収支だけでなく、今後の資金需要やバス車両、営業所等の設備投資など、地域交通の維持に向けた将来の費用の考え方  
・ 地方議会における議決の重みを踏まえた認可事務の執行

引き続き、国との調整を積極的に行い、料金改定の早期実現に向けて局一丸となって取り組んでまいります。